

お客様各位

(一財) 富山県建築住宅センター

適合証明業務（フラット 35）の手数料の改定について（お知らせ）

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当センターにおきましては、これまでの適合証明に関する基準の改正等により、適合証明の設計審査及び検査業務の内容が多様化し、これに伴い事務量も増大していることから、この度、下記の通り手数料の改定をさせて頂くことと致しました。

何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げますとともに、今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めて参りますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 改定日

令和5年5月15日（月）

2 改定概要

- ・フラット 35 の利用要件に関する判断基準の改正（2023.04）に伴う手数料の見直し
 ※「断熱等等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上」又は
 「建築物省エネルギー消費性能基準」

3 改定額・新設額（主な申請種類）

新築戸建て住宅（竣工済含む）

（単位：円 税込）

申請種類	フラット 35		※追加選択項目あり	
		証明書等付	耐震性	他基準
設計検査	44,000	11,000	66,000	同左各料金に 3,000 加算
現場検査 （中間）	通常	—	26,000	
	併用	—	17,000	
現場検査 （完了）	通常	—	28,000	
	併用	—	18,000	
竣工後特例	通常	—	—	

○併用とは、当機関が行う、次に掲げる検査業務のいずれかの現場検査申請と併せてフラット 35 現場検査申請があり、同時に検査を行う場合

①建築基準法による完了検査

②特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律による現場検査

③住宅の品質確保の促進等に関する法律による建設住宅性能評価の現場検査

○証明書等付とは、当機関が発行した証明書他により基準が確認できる場合に限る

○他基準とは、バリアフリー性、耐久性・可変性を選択する場合

○一戸建て住宅の上記以外の申請種類、共同住宅等及び賃貸住宅に関する申請手数料は、別途見積り

4 備考

4月1日から5月14日までの「フラット 35」の審査等手数料は、現行料金の「フラット 35S」の「耐震性」及び「省エネルギー性」の手数料を採用いたします。